

# 群馬県玉村町福島飯玉遺跡における 中世掘立柱建物の検討

— 齊田竹之内遺跡北・南館の再評価を兼ねて —

飯 森 康 広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

3. 考察

1. 福島飯玉遺跡における掘立柱建物の検討

おわりに

2. 齊田竹之内遺跡との比較と再評価

## — 要 旨 —

福島飯玉遺跡と齊田竹之内遺跡は隣接する中世屋敷であり、5か所の屋敷が集合する環濠屋敷群を形成している。筆者は齊田竹之内遺跡における掘立柱建物の報告に関わったことを契機に、福島飯玉遺跡の掘立柱建物についても再検討を行い、追認も含めて27棟の掘立柱建物を認定して図示した。また、そこから得られた知見をもとに、齊田竹之内遺跡のうち南館を中心に再評価を試みた。建物は主軸方位の違いから、5～6種類に分類でき、遺構同士の重複関係や出土遺物の所見から変遷を検討した。その際、区画溝や井戸など周辺からの出土遺物も考慮し、遺構群としての把握に努めた。その成果として、齊田竹之内遺跡建物の1・2類を古段階に修正し、別の区画屋敷段階と考えた。福島飯玉遺跡では、2号屋敷5類を屋敷群の最古段階とし、次いで1・3・4類段階、最終を2類段階と結論づけた。

建物の桁行平均柱間の分析では、福島飯玉遺跡1号屋敷を中心に、約8尺を基準とする建物群が数時期にわたり営まれたことが判明した。それ以外に全屋敷を通じて、約7尺と約6尺の2種類が使用されている状況も明らかとなったが、その選択意図などの解明には至らなかった。

屋敷群をまとまりとして評価した場合、福島飯玉遺跡1号屋敷と齊田竹之内遺跡北・南館は別々の成立期を持つが、16世紀後半頃(秋本IV期)では、ともに関係し合う屋敷群であったことが判明した。

## キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県玉村町

研究対象 屋敷 掘立柱建物

はじめに

福島飯玉遺跡（図1）は、国道354号線バイパス建設に先立って発掘調査され、未周知の中世屋敷が発見された複合遺跡である（徳江2008、以下報告書1）。また、その西に隣接する斎田竹之内遺跡（図1）も同様な遺跡である（飯田・石守2011、以下報告書2）。筆者は、この報告書2において、掘立柱建物の報告に関わっており、その際東隣する福島飯玉遺跡も再検討を行った。ただし、報告書2においては、紙数の関係でその成果を掲載することができなかった。このため、本稿は福島飯玉遺跡における建物検討案を発表するもので、あわせて報告書2の成果についても再評価を行うものである。なお、図版は各報告書掲載図を下図として、加筆したものである。

掘立柱建物の認定は、構成するピットが小規模であるため、数量が多く密集する場合、認定作業が難しくなる。調査段階の時間的な制約、測量体制の状況、あるいは調査担当の熟練度など、様々な要因により相違が生じる。もちろん、技術的な問題ばかりでなく、遺構認定に対する意義についても個人差があり、事実認定か遺構解釈か不分明なところもある。

掘立柱建物の認定について、筆者は常々網羅的な認定を心がけている。ピットは、基本的に全て建物の一部と考えるからであり、建物として認定されないピットは不十分なまま残されたと考えるからである。このため、報告段階で見直しに関わるケースが多くあり、一方で報告済みの資料についても再検討を行っている（飯森2011bなど）。

中世屋敷の検討には、遺構の年代把握が最も重要とな



図1 福島飯玉遺跡・斎田竹之内遺跡位置図  
(国土地理院発行1/5万地形図「高崎」使用)

つてくる。その際、出土遺物の編年研究が不可欠となる。いまだ決定段階ではないが、筆者は報告書2において、それらを基礎に検討を行った。しかし、在地系の鉢については、検討不十分なまま安易に編年を採用したため、歪な成果となってしまった。これについては反省し、本稿では慎重に扱うこととする。なお、本稿では在地系の内耳土器・カワラケの編年について、秋本太郎氏の成果を使用する（秋本2005、同2008）。これは、研究史を受けた現在の到達点と考えるからである。また、筆者が参加する玉村中世史研究会でも、地域的な編年作業を進めており、その所見も参考としている。

## 1. 福島飯玉遺跡における掘立柱建物の検討

### (1) 建物の認定と分類

福島飯玉遺跡4区では、西から1号・2号屋敷が発見され、各4棟ずつの掘立柱建物が報告されている（図2参照）。しかし、筆者の検討によれば、全体で20棟が追加認定できる。そこで、追加建物を提示し、あわせて報告済み建物についても、修正を加えることとする。

検討にあたっては、調査原図を使用した。縮尺の関係で精度が高いためである。具体的には、実測されたスケール1/20の平面図を1/40に縮小し、1尺30.3cmを1マスとした方眼を基準に、柱穴の規模や深さ、間隔を考慮して掘立柱建物の認定を行った。

建物の名称は報告書掲載番号に従い、1～3、6～8号掘立柱建物（以下建物と略す）に修正を加え、4号建物は認定根拠に乏しく欠番とした。5号建物は追認した。9～28号建物は本稿で任意に付番したものである。

具体的な修正状況として、1・2・

8号建物は桁行で1間を追加した。3号建物は桁行で1間と南庇を追加し、7号建物は西辺を入れ替えた。6号建物は大幅に追加したため、平面形も大きく変更を加えた。

認定の状況を総括すると、1号屋敷はピット数が多く、建物の重複が著しい。しかし、南半部は北辺のみの柱穴列が多く、南辺は調査区域外となるため、建物認定を基本的に控えた。全体の建物の認定率は低いが、北半部に限れば認定率は高い。また、2号屋敷のピット数は120基弱と少なく、認定率も高い。したがって、1号屋敷南半部以外の建物状況は、ほぼつかめたものと判断できる。

建物は主軸方位の違いにより、5種類に分類される。詳細は表1のとおりであるが、真北に対して東西に若干ず



図2 福島飯玉遺跡3・4区1・2号屋敷

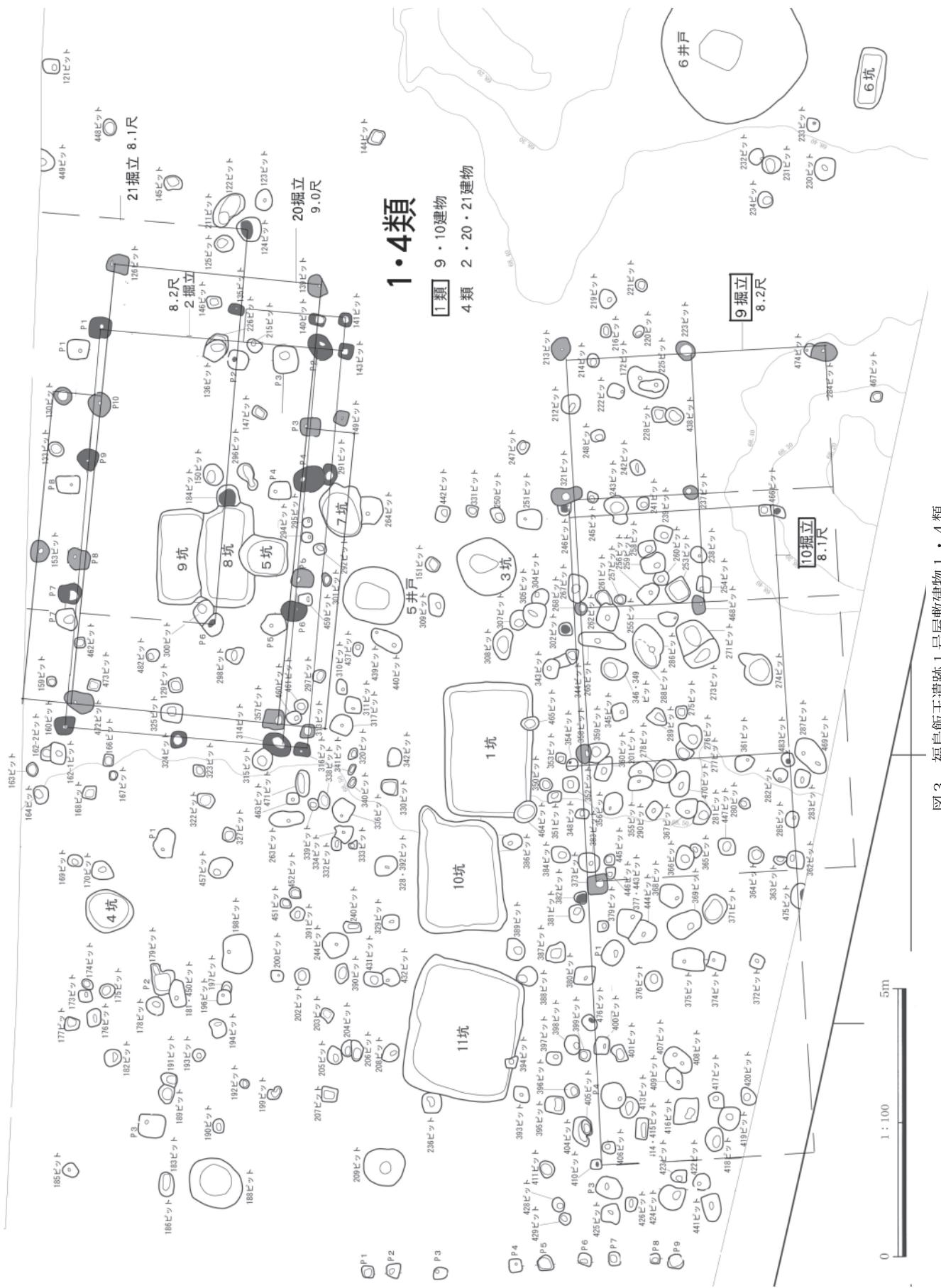


図3 福島飯玉遺跡1号屋敷建物1・4類

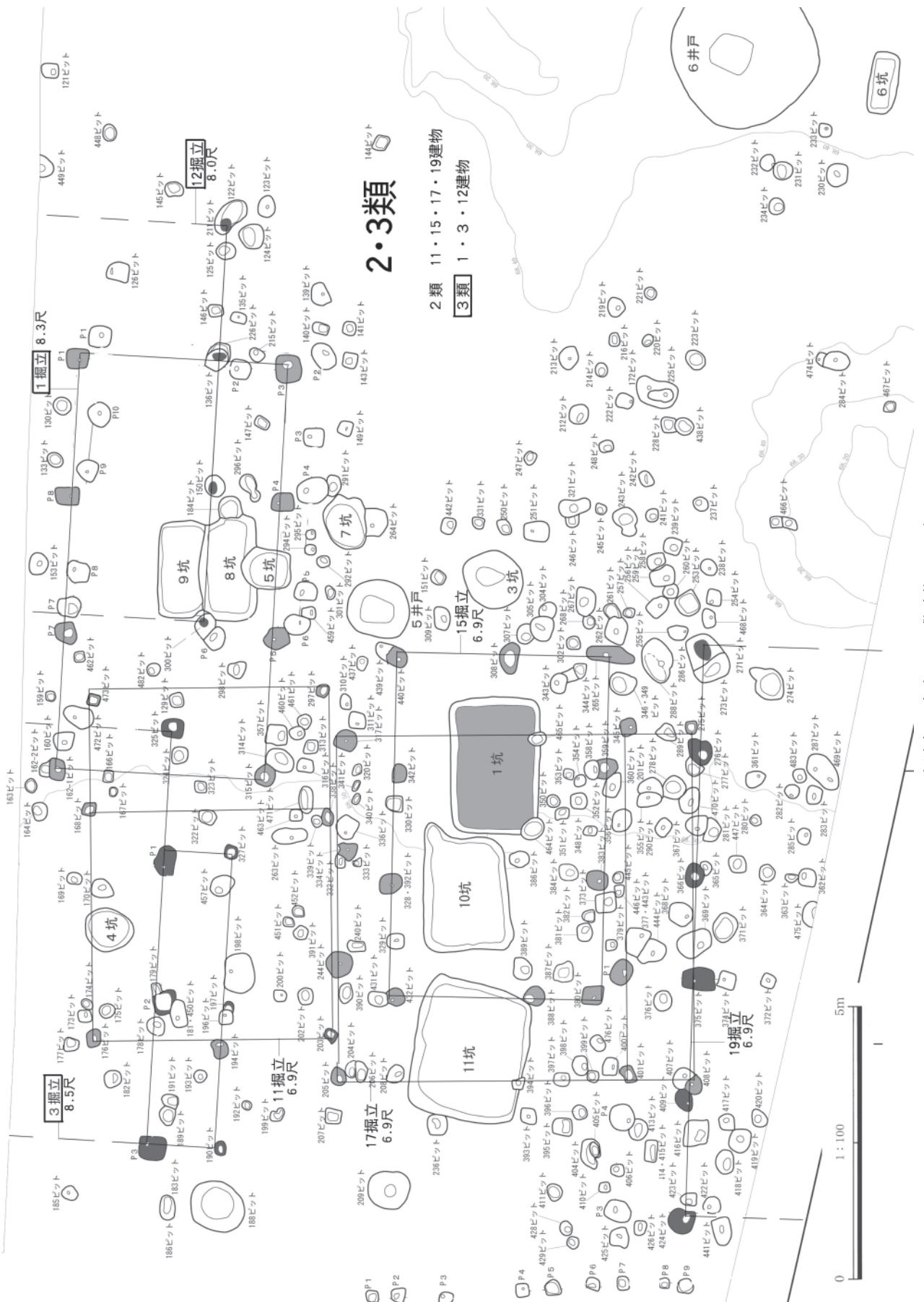


図4 福島飯玉遺跡1号屋敷跡2・3類

つ振れている。分類の根拠となる数値の差異が、極めて小さい点は、本遺跡の特徴である。建物の重複が激しく多時期にわたるため、重複要素を加味してなるべく細分した結果である。

表1のとおり、1号屋敷では1～4類、2号屋敷では2～5類と、同じ4種類ながら若干のズレがある。同種類が同時期とは即断できないが、4種類ずつある共通点は認めて良いだろう。各分類を比較すると、1号屋敷では2類が8棟と多く、重複も激しく6棟が重なる。2類だけで6時期の変遷が存在することとなる。図示も困難なため、図版を2枚に分けた（図4・5）。1・3・4類についても、基本重複している（図3）。なお、重複する建物の柱穴を見分けるため、トーンの濃淡を変えて示してある。

2号屋敷でも同じく、同分類での重複が多いが、2棟程度は分布する傾向にある（図6）。この傾向は、1号屋敷も一部認められるため、本遺跡では同種分類で1・2棟程度が並存するものと言える。したがって、建物数に比較して、時期変遷が多いことも特徴と言えよう。

## （2）建物の形態的な特徴と配置

表2のとおり、両屋敷ともに東西棟が多く、分類の半数以上が東西棟のみとなっている。これは、東西棟が主屋である場合が多いからで、各分類で1・2棟ずつ並存と少ないため、付属屋となる南北棟や正方形の建物が少

ないからとも言える。もちろん、両屋敷とも未調査部分が多く残っているからでもある。また、南北棟でも主屋となる特徴的な建物も見られる（後述）。

建物の規模では、1号屋敷の1・2類が大きい。面積においても同様だが、分類全体として1号屋敷よりも2号屋敷の方が小規模な状況がうかがえる。これは屋敷全体の印象に合致しているよう。以下、個別に検討する。

**1号屋敷** 1類の2棟は、ともに南半部にあり、南辺がやや不明な点で不測要素がある。柱穴同士の重複により、9号建物の方が10号建物より新出である。この2棟付近が、1号屋敷の中心部分という想定もできる。その意味で、周辺の建物認定できていないピットに、この段階のものが数棟ありそうな気もする。構造では9号建物が一部総柱である点が注目される。

2類は8棟と最も多く、内容も多様性がある。6棟が重複関係にあるが、残る2棟も近接しており、19号建物が13・15号建物いずれかと並存する可能性を残す程度である。基本的には時期の異なる建物が混在していると言える。19号建物は桁行5間と本遺跡中最長のものの1棟で、1類と同様に南辺が調査区域外にあり、それらと同様な系統にある印象を受ける。16・18号建物はともに南北棟で、位置関係からも同系統であろう。規模は後者の方が大きく桁行4間であるが、前者も北に下屋を持つことで近い面積を確保している。両者の構造は多

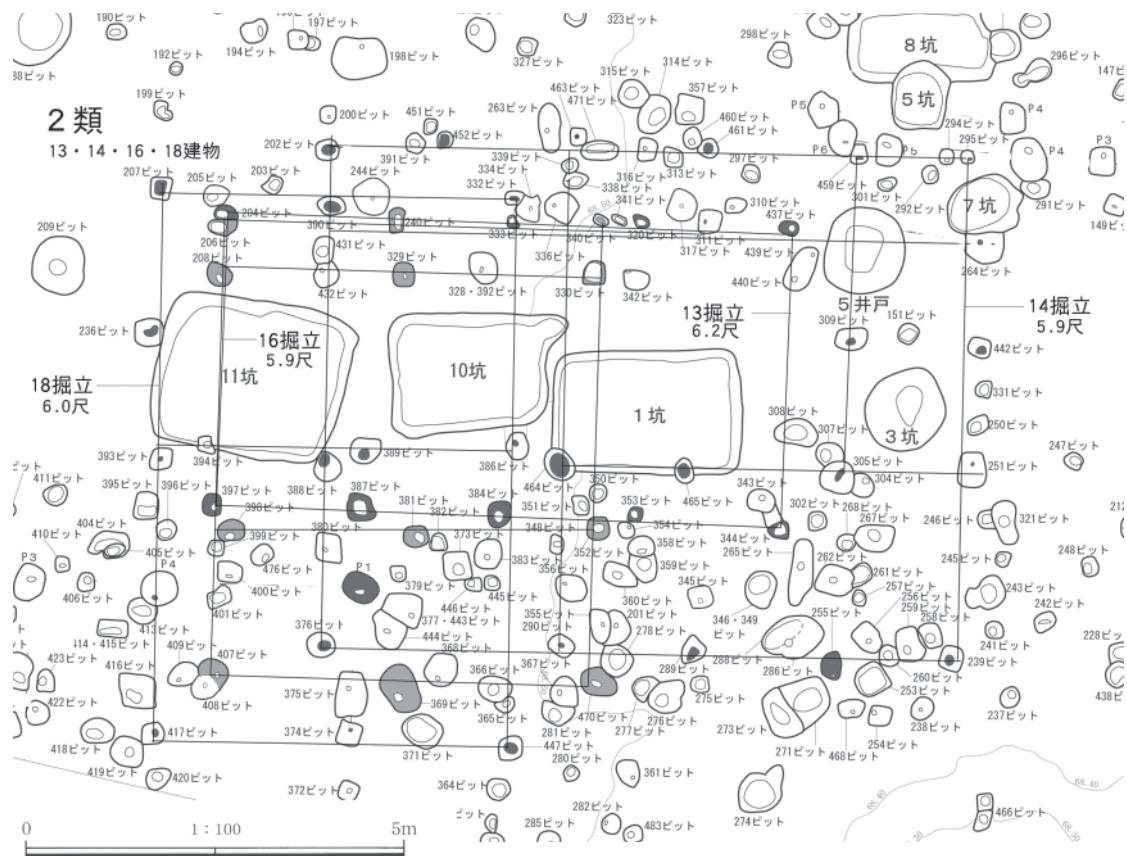


図5 福島飯玉遺跡1号屋敷2類建物(2)

表1 福島飯玉遺跡4区屋敷建物計測値一覧

屋敷別	NO	分類	主軸方位	面積	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	梁間平均柱間	寸尺	規格・備考
1	9	1	N-86°-E	48.70	9.98	2.495	8.2	4.88	2.44	8.1	2×4間・東西棟・10Hより新
1	10	1	N-87°-E	48.19	12.20	2.44	8.1	3.95	1.975	6.5	2×5間・東西棟・9Hより古
1	11	2	N-89~90°-E	26.69	6.235	2.0783	6.9	4.28	2.14	7.1	2×3間・東西棟
1	13	2	N-87~88°-W	29.55	7.50	1.875	6.2	3.94			1×4間・東西棟
1	14	2	N-87~88°-W	55.31	5.39 3.035	1.7967 1.5175	5.9 5.0	6.565	1.8757	6.2	3.5×5間・東西棟 西2間を別計算
1	15	2	N-88~90°-W	24.10	6.26	2.0867	6.9	3.85	1.925	6.4	2×3間・東西棟
1	16	2	N-0~1°-E	29.98	5.355	1.785	5.9	4.98	2.49	8.2	2×3間・南北棟・北下屋・17Hより古
1	17	2	N-89°-W	40.03	6.275	2.09167	6.9	5.225			1×3間・東西棟・南下屋・16H・19Hより新
1	18	2	N-0~1°-E	34.14	7.28	1.82	6.0	4.69	2.345	7.7	2×4間・南北棟
1	19	2	N-88°-W	—	10.40	2.08	6.9				?×5間・東西棟・17Hより古
1	1	3	N-87°-W	28.61	7.54	2.5133	8.3	3.795			1×3間・東西棟
1	12	3	N-87°-W	—	7.30	2.4333	8.0				?×3間・東西棟
1	3	3	N-87°-W	—	7.70	2.5666	8.5				?×3間・東西棟・南庇
1	20	4	N-85°-W	39.32	8.19	2.73	9.0	3.83			1×3間・東西棟・南北下屋
1	2	4	N-84~85°-W	34.95	7.48	2.4933	8.2	4.025			1×3間・東西棟・南東下屋
1	21	4	N-84°-W	—	7.36	2.45333	8.1				?×3間・東西棟
2	22	2	N-87~90°-W	20.19	5.15			3.92			2×2間・東西棟・東下屋
2	23	2	N-83~88°-W	18.47	5.13	1.7100	5.6	3.60	1.80	5.9	2×3間・東西棟
2	8	3	N-86~87°-W	21.35	6.55	2.1833	7.2	3.26			1×3間・東西棟
2	5	4	N-85°-W	—	6.64	2.2133	7.3				?×3間・東西棟
2	6	4	N-5~9°-E	35.97	5.375	1.7917	5.9	5.525	1.8417	6.1	3×3間・正方形・北庇
2	24	4	N-85~87°-W	24.74	7.44	2.480	8.2	3.325			1×3間・東西棟
2	25	4	N-85°-W	24.38	6.11	2.0367	6.7	3.99			1×3間・東西棟
2	26	5	N-83°-W	(7.29)	4.12			1.77			2×1以上間・南北棟?
2	7	5	N-6~9°-E	17.3	4.23			4.12			2×1間・正方形
2	27	5	N-81~82°-W	12.64	3.51			3.60			2×2間・正方形
2	28	5	N-11°-E	9.22	3.245			2.84			2×1間・東西棟

分類 1:W-1~3-N/2:N-0~2-E/3:N-3-E/4:N-4~5-E/6:N-6~11-E

表2 福島飯玉遺跡4区屋敷建物総括表

屋敷別	1					2					合計	比率
	棟別	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	
東西棟	2	6	3	3	14	2	1	3	1	7	21	77.8%
南北棟		2			2				1	1	3	11.1%
正方形					0				1	2	3	11.1%
計	2	8	3	3	16	2	1	4	4	11	27	
規模	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
2×1間					0				2	2	2	7.7%
2×2間					0	1			1	2	2	7.7%
?×3間		2	1	3				1		1	4	15.4%
1×3間	1	1	2	4		1	2			3	7	26.9%
2×3間	3			3	1				1	4	15.4%	
3×3間				0			1		1	1	1	3.8%
1×4間		1			1				0	1	1	3.8%
2×4間	1	1		2					0	2	2	7.7%
?×5間	1			1					0	1	1	3.8%
2×5間	1			1					0	1	1	3.8%
3.5×5間		1		1					0	1	1	3.8%
計	2	8	3	3	16	2	1	4	3	10	26	
面積m <sup>2</sup>	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
~10					0				1	1	1	4.8%
~20					0	1			2	3	3	14.3%
~30		4	1		5	1	1	2		4	9	42.9%
~40		1		2	3			1		1	4	19.0%
~50	2	1			3				0	3	3	14.3%
~60		1			1				0	1	1	4.8%
計	2	7	1	2	12	2	1	3	3	9	21	
桁行平均柱間(尺)	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
~5.8						1				1	1	4.5%
~6.3		4			4			1		1	5	22.7%
~6.8					0			1		1	1	4.5%
~7.3		4			4		1	1	2	6	27.3%	
~7.8					0				0	0	0	0.0%
~8.3	2		2	2	6		1		1	7	31.8%	
~8.8			1		1				0	1	1	4.5%
~9.3				1	1				0	1	1	4.5%
計	2	8	3	3	16	1	1	4	0	6	22	

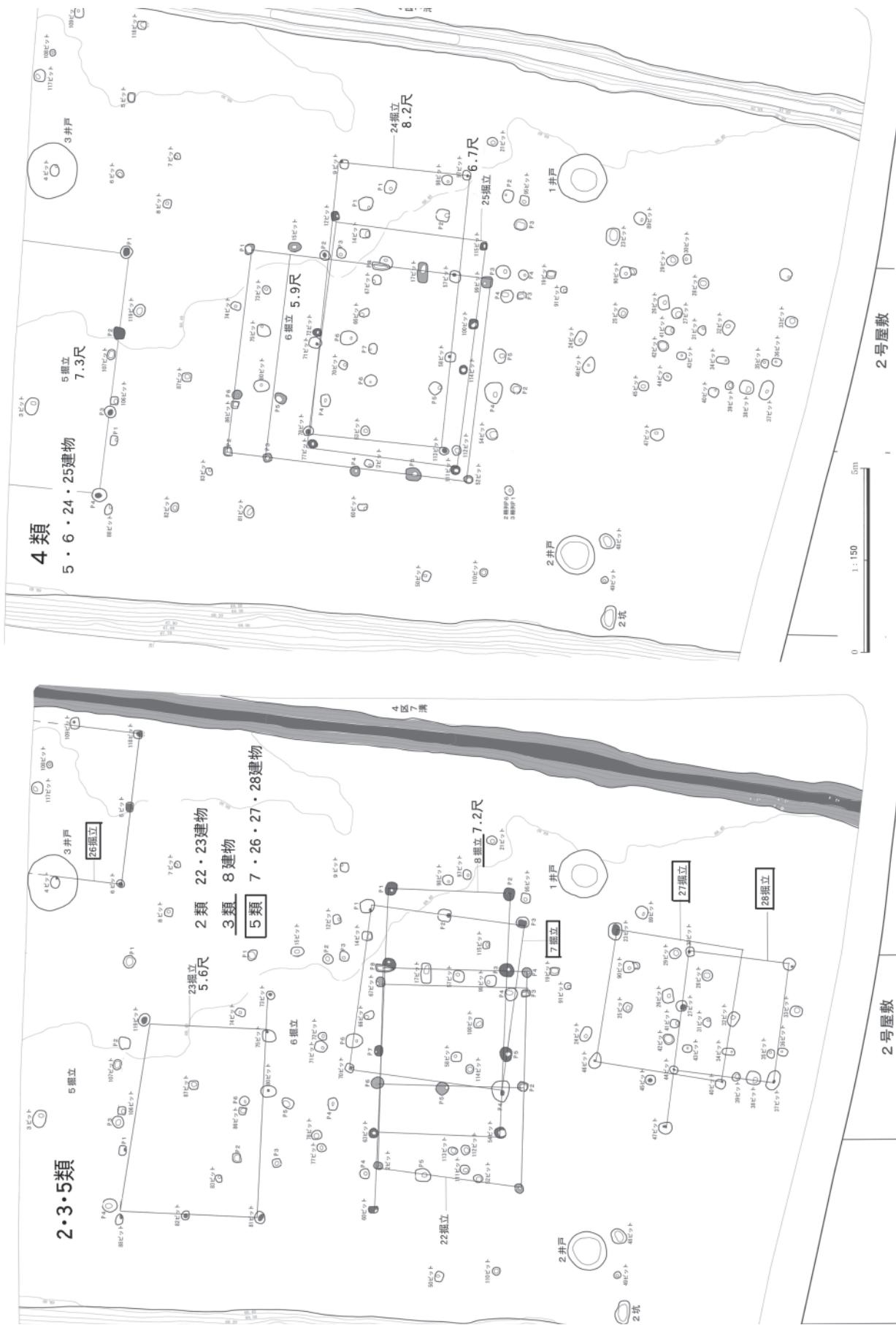


図6 福島飯玉遺跡2号屋敷建物

少異なるが、ともに明確な間仕切りを持つ点で共通している。14号建物は最大の建物で、4室を間取りしている点で最も複雑である。西側2間分を土間と考えれば、3間取りの民家建築にも見える。そうなると、近世の建物と考えたいが、相応する出土遺物が無く、推定の域を出ない。

15号建物は構造的に普通であるが、位置関係から1号土坑を伴う可能性が高い。この場合、一般的な居宅とは別な機能が想定できよう。また、13号建物も近似しており、10号土坑の存在も考慮される。

3類は北端部に集中する3棟で、うち2棟は北辺が調査区域外となり不測要素がある。3号建物は南に下屋を持つため、1・2号建物も北に下屋を持つかもしれない。

4類も北端部に集中する3棟である。主軸方位の違いは、3類と僅差であり、同分類と言っても問題ない。構造も似ており、北辺が調査区域外となる21号建物を除き、2面に下屋を持つ。8・9号土坑との関連も想定されるところである。

以上、1号屋敷の建物群は、2類以外同一分類内で規模・構造ともに近似する傾向を持つと言える。また、2類も配置された位置には共通性が認められる。

**2号屋敷** 2類の2棟は、東西棟がほぼ並行に並ぶ。両者とも平面形が歪んでいる点も一致する。

3類は1棟のみであるが、主軸方位は2類と僅差であり、同種としても差し支えない。柱筋は2類の23号建物と近く、桁側を1間分壜状に延長するなど共通点もあり、並存した可能性もある。

4類は4棟あり、うち3棟が重複している。残る1棟は北端部であり、柱筋も一致しない。重複する3棟のうち、24・25号建物は規模・構造とも近似し、同じ系統と言えよう。6号建物は3間四方に北庇の構造で、特徴的な平面形であるが、柱穴の規模・柱筋の通りなどは規格性に乏しい。お堂など宗教的な施設にしては、低級に見えるので、こうした可能性は薄いだろう。

5類は4棟あり、2棟は重複するものの、ともに北側に隣接する7号建物とは柱筋も通り、並存していた可能性が高い。これら3棟はいずれも小規模で、主屋と言えるものではない。26号建物も3棟からはやや離れるが、柱筋もほぼ一致する。北辺は調査区域外と思われ、規模は判然としないが、屋敷内では北に偏在しており、主屋とは見なしがたい。本建物群で注目される点は、主軸方位が東側の7号溝に一致することである。

以上、2号屋敷は4類がやや多様な面も見えるが、1号屋敷同様、同一分類内では規模・構造とも近似する傾向を見ることができた。

### (3) 桁行平均柱間の検討

桁行平均柱間は、建物の基準尺を考える手がかりとなる。明確な傾向がある場合には、建物群の相互関係を反

映したものと考えている。

表2総括表に各分類の傾向を示したが、分類ごとにまとまりがある。便宜的に0.5尺単位で区分けするが、本事例では境界を0.3尺ずらした方が状況にあってい。

本遺跡の場合、主要なものは3種類に分かれる。①5.9～6.2尺が5棟、②6.9～7.3尺が6棟、③8.0～8.3尺が7棟であるが、桁行2間は平均化には適さないので除外するため、全22棟中18棟がこの3種類に含まれる。割合は8割を越える。しかも、分類の要素を加えると、かなり特徴的に分かれる。

最も多い約8尺のものは、1号屋敷1類全2棟、同3類の3棟中2棟(1棟も8.5尺)、同4類の3棟中2棟で、1号屋敷では明確に分かれる。2号屋敷は4類1棟に過ぎない。次に約7尺のものは、1号屋敷2類4棟(残る4棟はすべて約6尺)で、2号屋敷は3類1棟と4類1棟である。約6尺のものは、1号屋敷2類4棟と、2号屋敷4類1棟である。つまり、4類の20号建物を除けば、1号屋敷の建物群はすべてこの3種であることが判明する。2号屋敷も概ね当てはまるが、4類に関しては、やや検討が必要に思える。3種類が混在していて、形態検討でも述べたとおり、異種がまさしく混在していると言える。2～4類は僅差であり、誤差という見方をすれば、4類建物に2類のものが3棟混入し、3類も2類に属するものの混入という見方もできると考える。つまり、5・6・25号建物および8号建物を2類に含めることにより、約6尺と約7尺が混在する状態が明確となる。その結果、4類は約8尺の24号建物のみとなるのである。

### (4) 建物の変遷と出土遺物

ここで出土遺物の要素を加えよう。図7は報告書1から時期判定に有用な遺物を抽出したものである。ただし、非掲載遺物についても実見しており、全体的な把握をしている<sup>1)</sup>。

15号建物からは、カワラケが出土している。体部は直線的に立ち上がり、器高は底径に対してやや低い。口唇部は尖っている。秋本氏の土師器皿編年(秋本2005:以下同じ)ではA群に属し、編年のII期(以下、秋本〇期と呼ぶ)に位置づけられよう<sup>2)</sup>。

9号建物からは小片ながら、内耳土器の口縁部が出土している。口唇部は内外とも外側に引き出され、上面はやや凹んでいる。頸部の稜は明確だが、段にはなっていない。秋本氏の内耳土器編年(秋本2005:以下同じ)ではD群に含まれ、明確ではないが3類に近く、秋本IV期に位置づけられよう。なお、同建物の321号ピットからは古瀬戸の縁釉小皿(非掲載)も出土している。

出土遺物はともに小片であり、両建物の上限は示すが、時期判定や新旧を判断する材料としては危ういだろう。

次に、屋敷全体の時期変遷について、出土遺物を見ていく。出土遺物は屋敷を区画する溝から多く出土してい

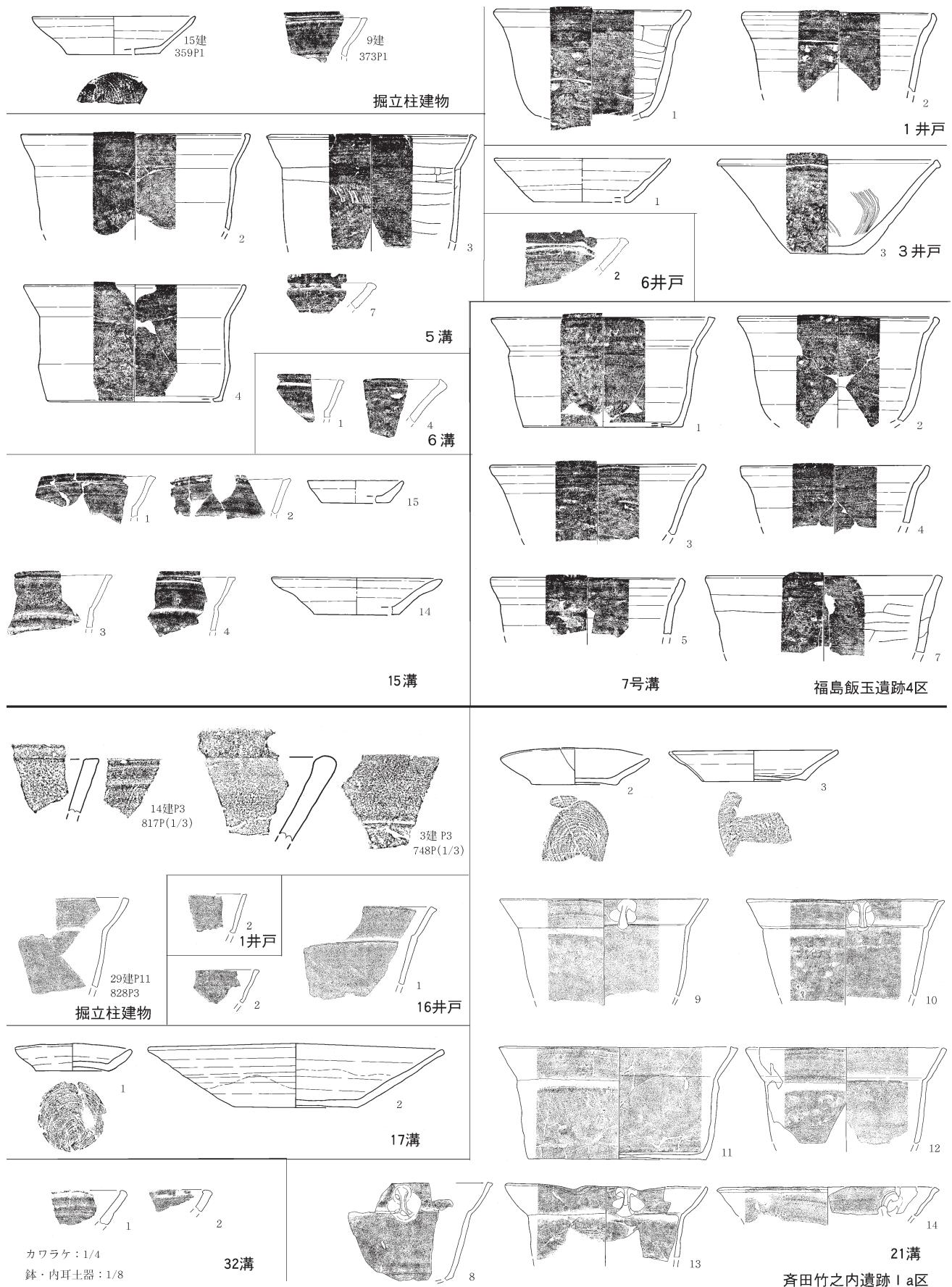


図7 福島飯玉遺跡・齐田竹之内遺跡出土遺物

る。5号溝は1号屋敷の東辺を区画する溝と位置づけられ、量は少ないが大きな破片が出土している。内耳土器は2種類が認められ、2と4は口唇部外側は平らで、内側が少し出ている。頸部の稜は顕著ではない。3は口唇部内外、特に外側が明瞭に引き出されている。上面は平らで、頸部の稜は明瞭ながら段はない。秋本氏の編年では、前者はC～D群の中間、後者はD群の1・2類に属し、ともに秋本Ⅲ期と位置づけられよう。4の鉢は還元炎焼成で、口唇部内外とも丸みを持って引き出される。時期は内耳土器の年代観に近いと思われる。

1号屋敷の西辺を区画する6号溝は、出土遺物がやや少なく破片も小さい。1は内耳土器で口唇部の特徴からD群1・2類か。4は鉢で体部は外反気味で口唇部内側が尖って大きく突出する。鉢の年代観は置くとして、内耳土器は5号溝のものと齟齬はないと言える。ただし、気になるのは出土量と破片の大きさである。1号屋敷北辺を区画する3区8号溝では出土遺物がない。また、5号溝の東で2号屋敷を区画すると報告される4号溝も遺物が出土していない。つまり、4号溝も1号屋敷を区画する溝である可能性も十分あると言える。

2号屋敷の7号溝は、規模が小さく内部を区画する溝にも見える。出土遺物はやや多く大きな破片が多い。内耳土器は概ね5種類が混在する。2は口縁が短く口唇部は丸みを持ち上面は平らで、口縁内側は丸みがあり明瞭な稜を持つ。器壁は厚く丸底で、体部の調整は荒いヨコナデである。7は口径が大きいが、口縁は短く口唇部は平らで、口縁内側は直線的で明瞭な稜を持つ。その他は2と同様。3・4は口縁が短く内面の稜が弱い。その他は2と同様。以上4点は秋本氏編年のA群に属し、いくつかの変化を持っている。5は3・4よりも口縁が少し長く、内面の稜はかなり弱い。秋本氏編年ではB群に近いと思われる。1は他と全く異なり、9号建物と同じくD群3類に近似する。以上から時期は1を除き、秋本Ⅰ期に位置づけられる。なお、1は明らかに時期が違うもので、出土位置は溝の底部である。このため、混入ではなくピットのような別の遺構が、7号溝を掘り込んだと見なさざるを得ないだろう。

4区西端の15号溝は位置関係から、斎田竹之内遺跡南館（以下、南館と略す）の東辺を区画する溝として報告されている（以下、飯玉15号溝と呼ぶ）。出土遺物はやや多いが、大きく復元されたものはない。内耳土器はD群3類に近い特徴を持つ一群である。14のカワラケは、やや厚手で器高は扁平、口縁部は外反気味だが口唇部は摩滅して尖っている。秋本氏のかわらけ編年（秋本2008）のA類4群に近いが、合致しない面もある。内耳土器の様相から秋本Ⅳ期に位置づけられよう。

最後に井戸の出土遺物を見る。1号井戸は2号屋敷にある。内耳土器2点は、7号溝同様秋本編年のA群に属

するが、2は口唇部内側が上向きに尖っている。3号井戸の1は、15号建物のカワラケに近く、体部は直線的に外傾している。3は半完形の鉢で、6条1単位とするすり目5本が左回転で湾曲して施される。体部は直線的で口唇部は内外ともに丸く突出する。カワラケの年代観と齟齬はないと考える。

以上の検討を踏まえると、秋本Ⅰ期段階では、2号屋敷の7号溝・1号井戸があり、これと主軸方位が一致し隣接する5類の建物を同時期と考えたい。ただし、26号建物は3号井戸より新出のため、秋本Ⅱ期以降として分離される。1号屋敷を区画する5号溝は、秋本Ⅲ期に属するが、合致する建物はなく、2類の15号建物が秋本Ⅱ期を上限としている点が参考となる。また、建物では1類の9号建物が秋本Ⅳ期以降であり、同時期では南館を区画する飯玉15号溝と合致する。しかし、区画溝としては5・6号溝、3区8号溝があり、出土遺物がわずかである点を積極的に評価し、最終段階として扱うことも考慮されよう。本屋敷群については、次章の検討を受けて、再度考察したい。

## 2. 斎田竹之内遺跡との比較と再評価

### （1）建物形態などの比較検討

南館（図8）は、福島飯玉遺跡4区1号屋敷（以下、1号屋敷）と隣接している。特に後者飯玉15号溝は前者の区画溝と報告されている。しかも、出土遺物から秋本Ⅳ期に位置づけられこととなった。そこで、本章では前章を受けて、この南館を再評価したい。

表3は南館建物の詳細な数値であり、参考に表4では遺跡全体の建物総括表も示した。建物については、すでに報告書2において1号屋敷と同様に、主軸方位による分類を行い、6つに分類を行っている。ただし、注意しなければならないのは、両遺跡で分類名称と内容が合致しない点であり、南館の4類が、1号屋敷1・2・3類に一致することである。なぜなら、後者は重複が激しいため、僅差でも分類したためである。また、南館3・5類および1号屋敷4類は、相互に一致するものがない。

詳細に照合すると、南館の1a区4類建物9棟中8棟は1号屋敷1類であり、残る1棟も2類との境界値である。また、南館1b区4類建物12棟中8棟は1号屋敷2類であり、数値に幅があり両属のものがほかに3棟で、残りは1類のもの1棟である。つまり、南館の場合は1号屋敷と同様な細分をする必要がないのである。

図8・9は南館4類建物の平面図である。南部の1b区は重複が激しく、図版を4枚に分割した。重複の関係で見やすさを考慮したため、並存関係は示していない。ただし、3棟ずつがほぼ同様に配置されているのは偶然ではないだろう。

次に桁行平均柱間を検討する。遺跡全体では約6.8～



## 図8 齊田竹之内遺跡南館建物4類 (1)

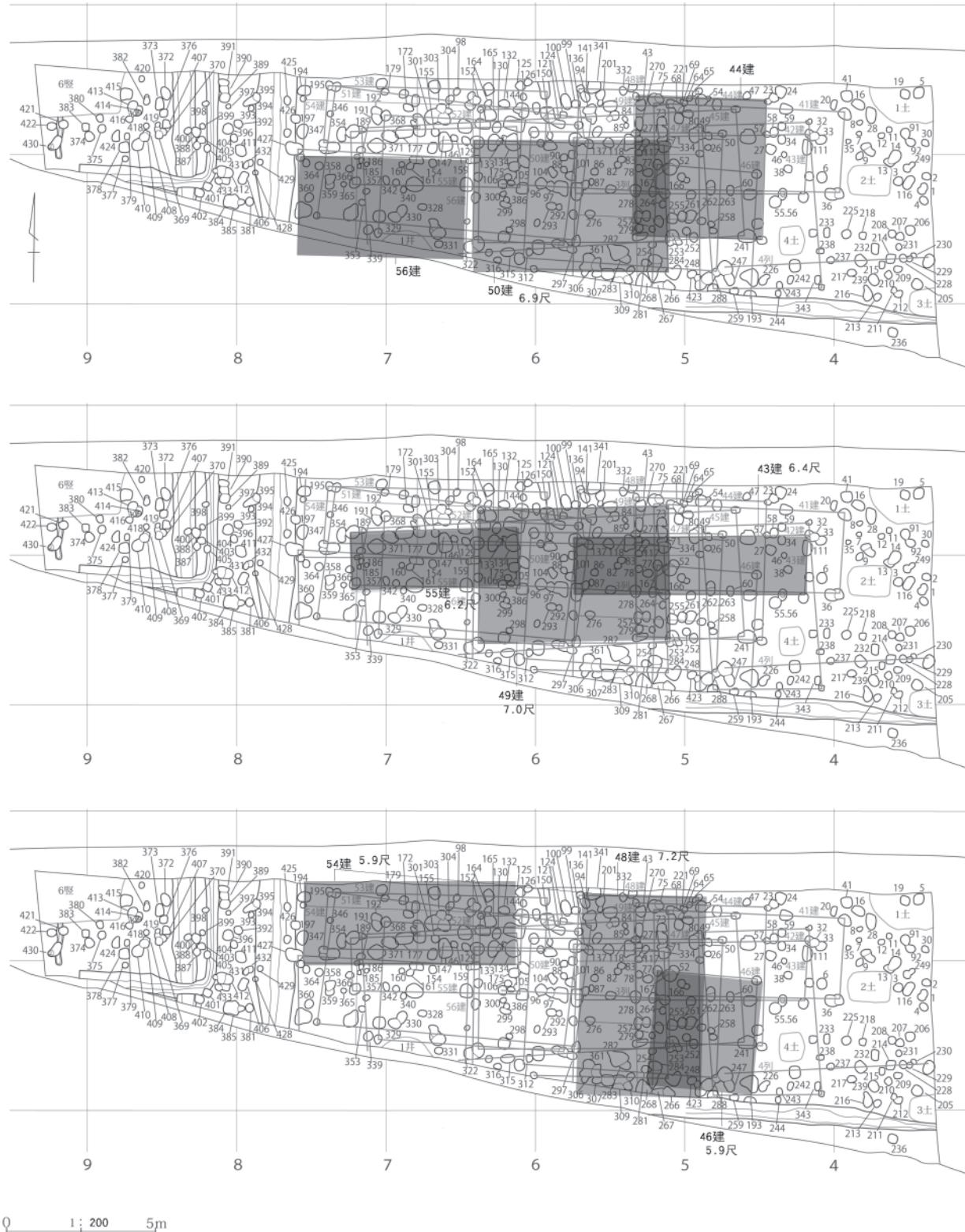


図9 齋田竹之内遺跡南館建物4類（2）

表3 齊田竹之内遺跡建物計測値一覧

区	分類	NO	主軸方位	面積m <sup>2</sup>	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	梁間平均柱間	寸尺	規格・備考
1a 南	3	28	N-85°~87°-E	(84.70)		2.18	7.2				2×5間・東西棟・北2間張出/29Hより新
1a 南		36	N-83°~86°-E	21.12	4.6	2.3		4.225			1×2間・東西棟
1a 南		37	N-7°~9°-W	19.93	3.65	1.825		3.7			1×2間・南北棟・東西北下屋
1a 南	4	29	N-3°-W	(50.56)		2.1833	7.2				1×3間・南北棟・東2間張出/28Hより古
1a 南		30	N-87°~88°-E	18.55	5.225	2.6125		3.55			1×2間・東西棟
1a 南		31	N-88°-E	31.90	5.75	1.9167	6.3	5.5	1.8333	6.1	3×3間・正方形/3間相当
1a 南		32	N-1°-W	43.09		2.4767	8.2				1×3間・南北棟・東西下屋
1a 南		33	N-88°-E	21.24~		1.8825	6.2				1×4間・東西棟・北庇/4間相当
1a 南		34	N-88°-E	18.92~	4.325	2.1625					2×2間・正方形
1a 南		35	N-0°	18.92		2.2					2×2間・正方形
1a 南		38	N-89°~90°-E	32.56	8.88	1.776	5.9	3.55			2×5間・東西棟/総柱系
1a 南		40	N-1°-W	20.34		2.26			2.25	7.4	2×2間・正方形
1a 南	5	39	N-7°~9°-E	29.48	6.535	2.1783	7.2	4.6	2.3	7.6	2×3間・南北棟/3間相当
1b	3	42	N-5°-W	20.46	5.44	1.8133	6.0	3.7			1×3間・南北棟/2Hより古
1b		45	N-86°-E	(53.75)		2.0833	6.9				2×6間・東西棟
1b	4	41	N-88°-W	19.29	6.315	2.105	7.0	2.85			1×3間・東西棟/3Hより新
1b		43	N-89°~90°-E	15.70	7.725	1.9313	6.4	1.875			1×4間・東西棟
1b		44	N-88°~89°-W	20.69	4.375	2.1875		4.625			1×2間・正方形
1b		46	N-2°-E	11.73~	3.55	1.775	5.9				1×2間・南北棟
1b		47	N-85°~89°-W	29.53	6.475	2.1583	7.1	4.475			1×3間・東西棟
1b		48	N-0°	(26.45)		2.1767	7.2		2.025	6.7	2×3間・南北棟/総柱
1b		49	N-88°~90°-E	28.54	6.4	2.1333	7.0	4.59	2.295	7.6	2×3間・東西棟
1b		50	N-89°-W	(26.78)		2.1	6.9		2.125	7.0	2×3間・東西棟
1b		53	N-88°~90°-W	13.87	7.4	1.85	6.1	1.825			1×4間・東西棟
1b		54	N-90°	16.39~		1.8	5.9				1×4間・東西棟/17Hより古
1b		55	N-87°~89°-E	11.48	5.625	1.875	6.2	1.9			1×3間・東西棟/12Hより古
1b		56	N-2°-E	9.99~					1.85	6.1	3×1間・南北棟/15Hより新
1b	5	51	N-83°~84°-W	38.28	8.725	2.1813	7.2	4.275	2.1375	7.1	2×4間・東西棟/16Hより新
1b		52	N-83°~84°-W	26.24	6.375	2.125	7.0	4.05			1×3間・東西棟

分類1:W-22~27-N/2:W-16~21-N/3:W-4~12-N/4:W3~N~E3/5:N-6~9-E/6:N-10~16-E

表4 齊田竹之内遺跡建物総括表

棟別	1a 区北(北館)						1a 区南(南館)			1b (南館)			2a (西館)			合計	比率				
	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計		
東西棟	6	3	3	4	1		17	2	4		6	1	8	2	11	5	4	5	48	59.3%	
南北棟	2	2		3		1	8	1	2	1	4	1	3		4	1	6	1	8	24	29.6%
正方形	1					1	2		3		3			1		2	1	3	9	11.1%	
計	9	5	3	7	1	2	27	3	9	1	13	2	12	2	16	6	12	7	25	81	
規模	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率
2×1間	1					1	2									1			1	3	4.1%
1×2間			1	1		1	3	2	1		3		1		1	1	2	1	4	11	14.9%
2×2間	1		1	1			3		2		2					1		1	6	8	8.1%
1×3間	6	5	1	3			15		2		2	1	3	1	5	3		3	6	28	37.8%
2×3間				1		1			1	1		3			3	1	4		5	10	13.5%
3×3間						1			1	1									1	1	1.4%
1×4間	1						1					2		3			1	1	5	6.8%	
2×4間												1			1		1	1	1	1.4%	
1×5間															1	1	2	2	2	2.7%	
2×5間							1	1		2					2		2	4	4.1%		
3×5間															1		1	1	1.4%		
2×6間						1		1				1			1			2	2.7%		
計	9	5	3	6	1	2	26	3	7	1	11	2	9	2	13	6	12	6	24	74	
面積m <sup>2</sup>	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率
~10															1		1	1	1.4%		
~20	3		1	5		2	11	1	2	1	4		4		4	3	2	3	8	27	36.5%
~30	2	3	2	1			8	1	1		2	1	5	1	7	2	6	1	9	26	35.1%
~40	3	2				5		2		2			1	1		2	2	4	12	16.2%	
~50	1					1		1		1						2		4	5.4%		
~60					1		1		1	1			1					3	4.1%		
~70																		0	0.0%		
~80																		0	0.0%		
80~								1		1								1	1.4%		
計	9	5	3	6	1	2	26	3	7	1	11	2	9	2	13	6	12	6	24	74	
桁行平均柱間(尺)	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率
~5.3					1			1			0			0		0	1	1	1.7%		
~5.8						0					0			0		1	1	1	1.7%		
~6.3	1				2			3		3	1	4		5	2	2	2	6	17	29.3%	
~6.8	1	1				2					0	1		1	1	1	2	5	8.6%		
~7.3	4	4		3	1		12	1	2	1	4	1	5	2	8	1	5	1	7	31	53.4%
~7.8	1				1						0			0		0	1	1	1.7%		
~8.3						0		1		1			0			0	1	1	1.7%		
~8.8						0					0			0		1	1	1	1.7%		
計	7	5	0	6	1	0	19	1	6	1	8	2	10	2	14	4	9	4	17	58	

7.2尺が57棟中30棟、約5.8～6.3尺が18棟で、ほぼ2種類が6割を占めている。このうち南館4類は、表4のとおり、北側1a区南で、①5.9～6.3尺が3棟、②7.2尺が4棟、③8.2尺が1棟である。1b区は、①5.9～6.2尺が4棟、②6.9～7.2尺が8棟である。残る2棟のうち1棟は、6.4尺と近似している。つまり、数値として有効な建物22棟のうち21棟が、約6尺と約7尺に二分される。この状況は、1号屋敷の2類と一致する。また、注目されるのは、1号屋敷で半数近くを占める約8尺の建物が1棟あり、方位も1号屋敷の1類と一致していることである。

## (2) 出土遺物による再評価

報告書の見解では、北・南館について、「3類が14世紀後半から15世紀前半、4類が15世紀前半から16世紀初め、5・6類が16世紀前半、1・2類が16世紀半ばから後半」とした（飯森2011a）。しかし、これについては鉢の編年に頼りすぎた点と、少ない遺物から結論を急いだ点で、修正が必要と考える。

まず、北館1類の14号建物出土の内耳土器（非掲載）を秋本編年のCかD1群としたが、図7に新たに掲載したとおり、口唇部外側が引き出され、上面は平らで、D群1か2類で良いと思う。また、同5類の3号建物出土の鉢（非掲載）を高崎市史編年のⅢ類にあたり、14世紀後半に比定したが、図7に掲載したとおり、口唇部は丸みがあり、内側がふくらみ、口唇部下がわずかに凹んでいる。現在のところ、時期判定は難しいと言える。更に、南館4類の29号建物出土の内耳土器は、非掲載ではなく、P828と接合する資料で、口唇部内側がやや引き出され、上面は平らで、秋本編年のC群とD群の中間に位置づけられよう。

以上、若干出土遺物を再評価したが、大きな変更は生じていない。ところが、建物群の変遷として、「3類→4類→5・6類→1・2類の順位」とし、上記年代観を与えたことは問題と考えている。3類→4類→5類の順は、遺構同士の直接の新旧関係であるが、5・6類→1・2類は遺物からの評価であった。ところが、1・2類を最終段階とするのは早計であった。

北館の東西南面を囲む21号溝は、やや出土遺物が多く破片も大きい。出土遺物は内耳土器が多く、秋本編年のD群3類に近似する。これは、飯玉15号溝と同じで、カワラケも同様である。すると、21号溝は1類の建物より1段階新しくなる。元来、走向方位によれば、21号溝には4～6類が一致しており、1～3類は方位が違っていた。これを遺物評価により、強引に解釈したとも言える。

補強する資料として、16号井戸出土の内耳土器2点もD群3類に近似する。これは4～6類の建物群に近接している。また、1～3類に走向方位が一致する32号

溝では、少ない遺物ながら、鉢2点が出土し、口縁部は丸みを持ち、口唇部内外が引き出されるが、秋本IV期よりは前代と思われる。したがって、1・2類建物も3類を前後する時期に修正したい。

北館の4～6類が変遷の後半に位置づけられると、南館の多くを占める4類建物群も考慮される。前掲の29号建物は秋本Ⅲ期を上限とする。1a区南東の1号井戸では小片ながら、D群3類に近似する内耳土器が出土している。その東には、東辺を区画する溝が想定されるが、その延長となる飯玉15号溝も、D群3類・秋本IV期に位置づけられる。

南館を細分する溝として、17溝→（33溝）=18溝→19溝と変遷する溝があるが、この17号溝から2の古瀬戸の大皿のほか、1のカワラケが出土している。器壁は厚手で扁平、口唇部はやや尖り気味だが、内湾しており、秋本編年のD類（秋本2005）と思われる。これは秋本IV期のなかでも後半に位置する。南館でも古い段階の溝でもあり、4類が遺跡全体でも変遷の後代となる証左となろう。なお、1b区では時期判定に有用な資料が得られなかったため、出土遺物は省略した。

## 3. 考察

福島飯玉遺跡の1・2号屋敷と、齊田竹之内遺跡北・南館について、出土遺物から得られた変遷を確認した上で、いくつかの課題を検討したい。

秋本Ⅰ期に該当する最古段階の遺構群として、2号屋敷の5類がある（ただし、26号建物は除く）。小規模な建物3棟であり、1号井戸・7号溝と並存する。

秋本Ⅱ期の遺物は、1号屋敷2類15号建物から出土した小片であり、年代の上限を示すにすぎない。2号屋敷の3号井戸も、この時期の可能性が高いが、まとまった遺構段階として把握できない。

秋本Ⅲ期では、1号屋敷を区画する5号溝がある。北館では1類（1号屋敷とは違う方位）14号建物、南館では4類29号建物があり、この頃から建物数が増大すると思われる。北館の32号溝も同時期と想定される。

秋本Ⅳ期では、1号屋敷1類9号建物が確認でき、北館では16号井戸、21号溝があり、4～6類の建物群の並存が想定される。南館では1号井戸、17号溝、飯玉15号溝があるが、並存する建物を絞り込むことは難しい。

以上が出土遺物から得られた遺構年代であり、秋本Ⅲ～Ⅳ期が建物群の中心と評価される。ただし、1号屋敷の区画溝である4・6号溝、3区8号溝や、南館を区画する9・33・34・35・36号溝からは、ほとんど遺物が出土しておらず、むしろこうした溝の方が後代であることも想定すべきと考える。

次に桁行平均柱間を分析に加えよう。特に注目される

のは、約8尺を基準とする建物である。斎田竹之内遺跡単独では、やや異例なものとして考えたが、福島飯玉遺跡では有力な構成要素となっていた。1号屋敷の北側に配置される3・4類は、建物の規模・形態とも同じ系統に含まれ、一連の遺構と言える。一方、1類は屋敷の南側に配置され、主軸方位も他の2者とは異なり、建物規模も大きい。同系統とは見なしにくい。このうち、9号建物が秋本IV期の遺物を伴うが、区画溝と走向方位も一致しておらず、しっくり来ない。南館では32号建物1棟だけが、同じ柱間である。大型の南北棟で他の周辺建物とは馴染まない。したがって、約8尺を持つ建物群は、1号屋敷を中心に限定して作られ、短期間ではなく数時期程度は継続した一群であったと言える。おそらく、この段階が1号屋敷2類より先行すると考えたいが、9号建物が秋本IV期以降では、やはり相応しくないと思える。一応、9号建物を除く1・3・4類の建物群を5類の次段階としたい。

さて、約6尺と約7尺のものは、ほぼ同数程度が混在すると言えるが、北館の1・2類では約7尺のものが多くを占めている。この一群は北館の区画溝よりも古い段階であり、出土遺物からは秋本III期以降となるが、屋敷群全体の中では古い時期を想定しておきたい。

一方、1号屋敷2類、2号屋敷の2～4類、南館の3・4類では、約6尺と約7尺が混在している。この一群を本屋敷群の最終段階と考える。図5は1号屋敷2類の約6尺のものを集めたが、13号建物を除く3棟は、間仕切りが多い特徴を持つ。これは南館北側の29号建物も同様である。建築的な観点では、最新段階と位置づけておきたい。

また、南館南側では図8・9に3棟ずつを示したが、41号建物を除けば中央の比較的大きな建物が約7尺、両側の小規模な建物が約6尺となっている。こうした場合、建物の規模により選別された場合、建築時期が違う場合、当初2種の柱間で作られ、それを踏襲して建て替えが繰り返された場合などが挙げられる。この問題には、様々な事例があり、筆者もかつてまとめて検討したことのある（飯森2005）が、本稿でも明確な要因は見いだせない。

最後に、総括的なまとめに入る。屋敷群としてのまとまりで考えた場合、1号屋敷と南館は前者2～4類、後者4類段階で並存し、関連し合っていたと思われる。ただし、区画溝同士が接するだけで、独立した別個の屋敷であろう。1号屋敷の場合、建物が北寄りの段階、南寄りの段階、中央寄りの段階に分かれ、内部はそれぞれに散漫な状況であったと思われる。2号屋敷は本屋敷群では最も初源的な屋敷でもあるが、7号溝は早い段階で埋まっており、東辺を区画する溝を確認できない。あるいは区画されていない可能性もある。2～4段階でも少数

ながら建物が存続しており、屋敷群周辺の離れ家的な空間に変化したと思われる。南館は規模も大きく、溝により東西に区分されるが、一団の屋敷遺構と見られる。西側区画が大型の建物空間であり、東側区画は北側に竪穴状遺構・土坑が目立つも、南側は小規模な建物空間として機能していたのだろう。また、北館は本稿で検討不十分だが、当初の1・2・3類は全く別の区画屋敷段階であり、その後北館段階では小規模な建物が多く、中核部分は調査区域外に広がるものと考えられよう。

### おわりに

本稿は、福島飯玉遺跡の掘立柱建物の再検討がメインであり、図版等も多くを費やした。このため、隣接する斎田竹之内遺跡を結びつける作業は不可欠と思いながらも、不十分な検討となってしまった。本来、西館も含めて検討しなければ、屋敷群の解明とならないのは、自明の理である。したがって、本稿はその基礎作業と位置づけておきたい。

一方、建物分類の変遷ではなく、個別建物の変遷を提示すべきという意見もあるだろうが、建築的には変化に乏しく、検討材料の少ない状況では憶測の域を出ないと考えている。大方のご批判を願いたい。末筆ながら、本稿の図版作成にあっては、同僚斎田智彦氏の懇切丁寧な指導をいただいた。記して謝意を表したい。

### 註

- 1) 筆者も参加する玉村中世史研究会において、2011年1月16日福島飯玉遺跡の非掲載遺物について確認作業を行った。その成果は、いざれ公表を予定している。
- 2) 秋本氏は各時期の年代観として、I期（14世紀後半？～15世紀中頃）、II期（15世紀後半）、III期（15世紀末～16世紀中頃）、IV期（16世紀後半～17世紀最初頭）、V期（17世紀前半）を示している（秋本2005）。

### 引用文献

- 秋本太郎 2005 「上野と周辺地域との関係 一在地土器の分布論から探るー」『第1回内陸遺跡研究会シンポジウム資料集 海なき国々のモノとヒトの動き ～16～17世紀における内陸部の流通ー』
- 秋本太郎 2008 「戦国期北関東のかわらけ 一戦国大名支配との関連ー」『中世東国の大世界3 戦国大名北条氏』浅野晴樹・齋藤慎一編 高志書院
- 飯田陽一・石守晃 2011 『斎田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2005 「小規模な中世屋敷内部の建物の変遷と傾向」『研究紀要23』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2011a 「斎田竹之内遺跡の中世屋敷と掘立柱建物群」『斎田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2011b 「群馬県玉村町における中世屋敷の一様相 一福島久保田遺跡を中心にー」『研究紀要29』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 徳江秀夫 2008 『福島飯玉遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団